## 別枠　市営住宅入居者募集

### ● 共通　申込み資格 ●　（入居者資格は　令和8年9月25日（金）　を基準日として審査します。）

入居の申し込みができるのは、次の**（１）～（９）の資格をすべて備えた方**で、かつ
別枠募集住宅一覧に個別に記入している**各別枠募集の資格に該当する方**です。

**（１）　現在、住宅に困っている方（原則として持ち家のないこと）**

**（２）　申込者が久留米市内に居住しているか、または勤務先が市内である方**

**（３）　入居しようとする方全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員でない方**

**（４）　日本国籍の方、または下記のいずれかに該当する外国人の方**

- 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）第22条第2項（第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた方
- 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）第3条、第4条および第5条に定める特別永住者として許可を受けた方
- １年以上の在留期間が決定されている中長期在留者の方

**（５）　成年の方**

**（６）　公営住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が１５８，０００円以下（裁量階層に該当する場合は２１４，０００円以下）の方**

**改良住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が１１４，０００円以下（裁量階層に該当する場合は１３９，０００円以下）の方**

※**「裁量階層世帯」**とは、次のいずれかに該当する世帯

1. 入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方で構成される世帯
2. 身体障害者（身体障害者手帳1～4級程度）の方がいる世帯
3. 精神障害者で、障害が精神障害者保健福祉手帳1級～2級程度の方がいる世帯
4. 知的障害者で、障害が療育手帳重度、中度又は軽度B1程度以上の方がいる世帯
5. 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給表別表の特別項症～6項症および第1款症)がいる世帯
6. 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方がいる世帯
7. 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した人）で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
8. ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
9. 子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）

**（７）　過去において市営住宅等に入居していた方については、不正な使用（無断退去・家賃滞納等）などをしたことがない方**

**（８）　原則、次の条件を満たす緊急時の連絡先を確保できる方**

ア.親族であること。

イ.久留米市内に居住していること。

ウ.個人の場合、成年であること。

**（９）　入居する世帯全員が、入居する住宅における共同生活を円満に営むことができる方**